

HTLV-1 対策推進協議会開催要綱

1. 目的

ATL（成人T細胞白血病）やHAM（HTLV-1 関連脊髄症）といった重篤な疾病を発症する原因となるHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）の対策を推進するため、「HTLV-1 特命チーム」により平成22年12月20日に「HTLV-1 総合対策」（以下、「総合対策」という。）が取りまとめられた。

総合対策に基づく重点施策を推進するにあたり、患者団体、学識経験者その他の関係者から意見を求めるため、厚生労働省健康局長の主催により「HTLV-1 対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 構成員は、患者団体の代表者、学識経験者及びその他の関係者とする。
- (2) 協議会に座長を置き、健康局長が指名する。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。
- (3) 健康局及び雇用均等・児童家庭局は、協議会に出席し発言することができる。
- (4) 健康局長は必要に応じ、その他学識経験者等の出席を求めることができる。

3. 構成員の任期等

- (1) 構成員の任期は概ね2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 構成員は、再任されることができる。

4. その他

- (1) 協議会は、原則公開とする。
- (2) 協議会の庶務は、健康局がん対策・健康増進課、健康局疾病対策課及び雇用均等・児童家庭局母子保健課の協力を得て、健康局結核感染症課において処理する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、別途定めることとする。

附則

この要綱は、平成23年6月22日より施行する。

（平成24年 4月 1日一部改正）